

2024年度

教職員と  
その退職者の  
みなさんへ

# 全教共済 くらしの 賠償責任共済

※「くらしの賠償責任共済」は、全教共済が扱う東京海上日動火災保険株式会社の団体保険【団体総合生活保険（個人賠償責任補償特約）】です。

国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、他人から借りた物を壊してしまったときなどに、法律上の損害賠償責任を負った場合にそなえる「くらしの賠償責任共済」です。教職員とその家族をまるごと守ります。

高額賠償  
事例が  
増えています



日常生活における  
法律上の賠償責任から  
家族をまもる！

自転車で誤って人をはねた  
(原動機付自転車は対象となりません)。

事故受付センター  
東京海上日動  
安心110番

事故があったら、24時間365日、全国どこからでも

0120-720-110

## 共済金をお支払いする場合

(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの「補償の概要等」をご確認ください)

例えば、このような事故が対象となります。



自転車で誤って人をはねた(原動機付自転車は対象になりません)。



他人から借りたカメラを壊した。

※携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。



愛犬が他人に噛みついた。



アパートで、風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。

●次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ①被保険者(補償を受けられる方)の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②日本国内外における日常生活に起因する偶然な事故
- ③電車運行を不能にさせた場合
- ④国内で受託した財物を壊したり盗まれた場合

## 共済期間

加入は毎月15日メ切、翌月1日午前0時から開始～令和7年4月1日午後4時まで1年間(自動更新)\*1 \*1 共済制度開始は令和6年4月1日午前0時以降

## 掛金

月額200円\*2(保険期間:1年間、団体割引30%)  
\*2 掛金には保険料160円と制度運営費40円が含まれています。

## 加入資格

国公立学校(園)に勤務する教職員およびその退職者で、各共済会が加入を認めた方

## 補償の対象となる方

(※続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます)

|                         |
|-------------------------|
| ご本人*3                   |
| ご本人の配偶者*4               |
| ご本人またはその配偶者の同居のご親族*5    |
| ご本人またはその配偶者の別居の未婚*6のお子様 |

※ご本人(\*3)が未成年者または左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方にくみします。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りです)。

- \*3 国公立学校(園)に勤務する教職員およびその退職者で、各共済会が加入を認めた方で、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- \*4 配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)
- ①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*5 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。
- \*6 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 掛金の払込方法

各共済会によって異なります。  
くわしくは各共済会にお問合せください。

## 補償内容

- ・個人賠償責任補償特約:国内無制限(示談代付\*7)、国外1億円
- ・東京海上日動の各種サービス\*8自動付帯
- \*7 日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合をのぞきます)に限り、示談代付は原則として東京海上日動が行います。
- \*8 くわしくは下記の「東京海上日動のサービス」をご覧ください。

## 加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認のうえ、別途「加入申込書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、各共済会にお申込みください。現在ご加入の方につきましては、令和6年4月1日の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等に、保険会社に保険契約を申し込みます。

## 団体総合生活保険補償の概要等

## 賠償責任に関する補償

保険期間:1年

|            | 保険金をお支払いする主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人賠償責任補償特約 | <p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、不動産(畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含む)、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等</p> | <p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電氣的事故または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> |

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

「くらしの賠償責任共済」は全教共済が扱う東京海上日動火災保険株式会社の団体保険です

引受保険会社  
東京海上日動火災保険株式会社

★この共済は、全日本教職員組合共済会を契約者とし、教職員等を補償の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、全日本教職員組合共済会が有します。



くらしの賠償責任共済に  
自動付帯されます！

## 東京海上日動のサービス

(携帯電話・PHS・IP電話からもご利用いただけます)

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### メディカルアシスト 0120-708-110

(24時間365日受付)

お電話にて各種医療に関する以下の相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

- 緊急医療相談
- 医療機関案内
- 予約制専門医相談
- がん専用相談窓口
- 転院・患者移送手配

\*実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。  
\*予約制専門医相談は事前予約が必要です。

### デイリーサポート 0120-285-110

受付時間(土日、祝日、年末年始を除く)

- ・法律相談 ..... 10:00~18:00
- ・税務相談 ..... 14:00~16:00
- ・社会保険に関する相談 ..... 10:00~18:00
- ・暮らしの情報提供 ..... 10:00~16:00

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

### 介護アシスト 0120-428-834 受付時間9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

- 電話介護相談
- インターネット介護情報サービス [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)
- 家事代行・食事宅配等各種サービス優待紹介 \*1 \*2 \*3

\*1 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。  
\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。  
\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## ご注意ください(各サービス共通)

●ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1ご親族\*2の方(以下サービス対象者とします。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。●一部の地域ではご利用いただけるサービスもあります。●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。●メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。  
\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

## 重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明] 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 【マークのご説明】

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他ににご契約されているときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

### ●個人賠償責任補償特約

- \*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
- \*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



金融庁ホームページ

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

### 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。

すべての補償について「他の保険契約等\*」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

\*この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

### 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

### 3 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご確認ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しては告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。ご加入の終了時までご連絡を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。



